

令和8年度6月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年6月25日（木）午前9時30分～午前10時30分

開催場所 所沢市役所501会議室

議 案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

出席委員	1 番	斎藤 昇	2 番	二上 茂雄	3 番	池之谷昭治
	4 番	岩崎 良一	6 番	齊藤 喜代治	7 番	田中 宏
	9 番	北田 良孝	10 番	栗原 明夫	12 番	平岡 豊子
	13 番	鹿島 正之助	14 番	肥沼 正明	15 番	中 茂紀
	16 番	水村 英紀				

欠席委員	5 番	肥沼 一彦	8 番	吉田 英和	17 番	新井 祥穂
------	-----	-------	-----	-------	------	-------

議 長： 出席委員数が過半数に達しておりますので、総会は成立しています。
これより6月の農業委員会総会を開きます。
傍聴の方に「所沢市農業委員会総会会議規則」第12条に基づき申し上げます。
傍聴席においては、発言をすること、また、写真撮影、録音等は禁止されております。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、議事に入ります。
本日の総会の議事録署名委員に、議席番号7番 田中 宏委員、9番 北田良孝委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1、所在地は大字神米金字八雲ヶ原の1筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は330平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、増反によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

申請番号2、所在地は大字牛沼字下川端の2筆及び大字松郷の3筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は5筆合わせて3,105平方メートルです。受人は新規で設立された株式会社で、農地所有適格法人の農地取得によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号3、所在地は三ヶ島1丁目の2筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2筆合わせて1,422平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上3件です。

事務局からの説明は以上です。

議長： 申請番号1について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当委員の意見ををお願いします。

委員： 申請地及び譲受人の既存の農地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1について質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1については、許可といたします。

議長： 申請番号2について審議します。申請地及び受人の耕作状況について、地区担当委員の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地所有適格法人要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号2について質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号２については、許可といたします。

議長： 申請番号３について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当委員の意見をお願いします。

委員： 申請地及び譲受人の既存の農地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号３について質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号３について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号３については、許可といたします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1、所在地は大字亀ヶ谷字東原の5筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は5筆合わせて4,627平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は物流業務等施設です。農地区分については、農地の広がり10haを超える第1種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、物流業務施設を設置するものです。

申請番号2、所在地は三ヶ島1丁目の1筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,170平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。農地区分については、農地の広がり10ha以下の第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、駐車場を設置するものです。

申請番号3、所在地は三ヶ島3丁目の2筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2筆合わせて918平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。農地区分については、前面道路に上下水道が埋設され半径500メートル以内に県立芸術総合高校及び市立三ヶ島小学校があるため第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、駐車場を設置するものです。

申請番号4、所在地は三ヶ島5丁目の1筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は452平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は店舗です。農地区分については、前面道路に上下水道が埋設され半径500メートル以内にひまわり幼稚園及び市立三ヶ島中学校があるため第3種農地と判断されます。申請事由は、申請地を買い受け、店舗（カフェ）を設置するものです。

以上4件です。

事務局からの説明は以上です。

議長：申請番号1について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1については許可相当といたします。

議長：申請番号2について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地

転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号2について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2については許可相当といたします。

議長： 申請番号3について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号3について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： 雑草が繁茂している状態で許可相当なのか。

事務局： 転用許可要件に遊休農地是正は不要となります。

議長： 他に質疑、意見がないようですので、申請番号3について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3については許可相当といたします。

議長： 申請番号4について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号4について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号4について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号4については許可相当といたします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1、所在地は三ヶ島四丁目の1筆です。地目は登記、現況ともに畑です。

面積は760平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途はイベント用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、一時転用案件ですので割愛させていただきます。申請事由は、申請地を借り受け、イベント用地として使用するものです。なお、本件は1ヶ月間の一時転用です。

以上1件です。事務局からの説明は以上です。

議長： 申請番号1について審議します。地区担当委員の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号1について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1については、許可相当といたします。

4 議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

議長：「議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」ご説明いたします。

申請番号1、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字月見原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,871平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年9月1日から令和28年8月31日までの20年間です。

申請番号2、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の1筆です。現況地目は畑で、面積は2,331平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日までの5年間です。

申請番号3、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて5,440平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年10月1日から令和18年9月30日までの10年間です。

申請番号4、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字北原の1筆です。現況地目は畑で、面積は1,004平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年9月1日から令和14年8月31日までの6年間です。

申請番号5、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字北原の1筆です。現況地目は畑で、面積は764平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日までの5年間です。

申請番号6、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字入間道の1筆です。現況地目は畑で、面積は1,994平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日までの5年間です。

申請番号7、転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字中道の1筆です。現況地目は畑で、面積は1,488平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日までの5年間です。

申請番号8、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字城字広ヶ谷戸の1筆です。現況地目は畑で、面積は737平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日までの5年間です。

申請番号9、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。

所在地は大字城の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて3,782平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年9月1日から令和13年8月31日までの5年間です。

申請番号10、転借人、渡人、営農面積及び賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野2丁目の1筆です。現況地目は畑で、面積は1,697平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年9月1日から令和14年8月31日までの6年間です。

以上10件です。

事務局からの説明は以上です。

議長： 申請番号1について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号1について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1については、承認といたします。

議長： 申請番号2について審議します。地区担当委員の意見をお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号2について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2については、承認といたします。

議長： 申請番号3から5までですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長： それでは、3から5までについて審議願います。地区担当委員のご意見を願います。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号３から５について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号３から５について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号３から５については、承認いたします。

議長： 申請番号６について審議します。地区担当委員の意見ををお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号６について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号６について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号６については、承認いたします。

議長： 申請番号７について審議します。地区担当委員の意見ををお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号７について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号７について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号７については、承認いたします。

議長： 申請番号８について審議します。地区担当委員の意見ををお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長： 申請番号８について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号８について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号８については、承認いたします。

議長： 申請番号９について審議します。地区担当委員の意見ををお願いします。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題は

ないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号9について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号9について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号9については、承認いたします。

議長： 申請番号10について審議します。地区担当委員は私ですので意見を申し上げます。

申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

申請番号10について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号10について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号10については、承認いたします。

議案第4号については、全ての案件が承認となりましたので、農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見照会については、農業委員会からは「意見なし」として回答してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長： ご異議なしと認め、そのように決定しました。

5 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、8件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、8件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、11件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による届出の取下願いについて」は、1件の取下げがありました。

「報告事項5 農地法施行規則該当転用届について」は、1件の届出がありました。

事務局からの説明は以上です。

6 協議事項1 「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」

議長： 「協議事項1 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「協議事項1 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について」ご説明いたします。

「Ⅰ農業委員会の状況」は、令和7年4月1日現在の農業委員会の現在の体制及び農家・農地等の概要です。

続きまして、「Ⅱ最適化活動の実施状況」です。令和7年度の農業委員会の活動実績、及びその内容を点検、評価した結果をまとめたものになります。

「1 最適化活動の成果目標」「(1) 農地の集積」についてです。年度末の集積 目標面積681.37ヘクタールに対し、集積実績面積670.89ヘクタールでした。活動に対する評価は、目標に及ばなかったことから一層の強化を要する、としました。

「(2) 遊休農地の発生防止・解消」は、令和3年度の緑区分の遊休農地の解消目標面積1.36ヘクタールに対し、解消実績面積0.72ヘクタールでした。活動に対する評価は、目標に及ばなかったことから一層の強化を要する、としました。

「(3) 新規参入の促進」は、公表目標面積3.27ヘクタールに対し、公表実績面積11.7ヘクタールでした。活動に対する評価は、目標を達成し、適切な活動の成果が表れた、としました。

「2最適化活動の活動目標」です。「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、月に7日、活動を行う農業委員は15人、推進委員は12人です。「(2)

活動強化月間の設定」は、設定回数3回に対し、強化月間を3回実施し、それぞれ表のと通りの成果がありました。

「(3) 新規参入相談会への参加」は、目標1回に対し、令和7年度は参加回数0回でした。

以上が令和7年度の農業委員会の活動実績等になります。目標の達成状況の標語は、ご説明した「1最適化活動の成果目標(1)～(3)」及び「2最適化活動の活動目標(2)(3)」のそれぞれの達成度に応じ点数化され、その合計点数により決定することと定められており、結果として、目標に対し期待どおりの結果が得られたとしました。

推進委員等の点検評価結果につきましては記載のとおりです。活動記録簿の提出状況等が影響する指標になります。

「Ⅲ事務の実施状況」です。1から3までは、資料のとおりです。「4違反転用への対応」は、違反転用面積1.64ヘクタールでした。

協議事項1の説明は以上です。

議長： 協議事項1について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、協議事項1について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、協議事項1については、承認いたします。

7 その他

議長： ほかに何かございますか。

事務局：(意見なし)

議長： 以上をもって、本日の議事は全て終了いたしました。

ありがとうございました。

会長職務代理委員の挨拶により閉会（午前10時30分）